地方独立行政法人大阪市博物館機構監事監查規程

平成31年4月1日 大阪市博物館機構規程第52号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「地独法」という。)の規定に基づき地方独立行政法人大阪市博物館機構(以下「法人」という。)における監事の職務及び監事が行う監査に関し必要な事項を定め、法人の業務の適法かつ効率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査は、前条の目的を達成するために必要な事項について行うものとする。

(会計監査人との関係)

第3条 監事は、会計監査人と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(監事の事務補助)

- 第4条 監事は、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。
- 2 監査の事務を補助する職員は、監査を行うに当たり、知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監事の義務)

- 第5条 監事は、監査を行うに当たり、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 2 監事は、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の協力義務)

第6条 監事を除く役員及び職員は、監事(第4条に規定する監査の事務を補助する職員を 含む。)が行う監査に協力しなければならない。

(監査の区分)

第7条 監査の区分は、業務監査及び会計監査とする。

(監査事項)

- 第8条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 関係諸法令、業務方法書、諸規程等の実施状況
 - (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
 - (3) 組織及び制度全般の運営状況
 - (4) 予算の執行に関する事項
 - (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
 - (6) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
 - (7) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

(監査計画)

第9条 監事は事業年度毎に年度監査計画を作成し、理事長に報告するとともに、法人の各 館等の長に通知するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限 りではない。

(監査の方法)

第10条 監査は、書面監査及び実地監査により行うものとする。ただし、監事が必要と認めるときは、監事が適当と認める方法により監査を行うことができる。

(監査結果の報告)

第11条 監事は、監査の結果を文書により理事長に報告するものとする。

(監査意見に基づく措置)

- 第12条 理事長は、前条の規定による監事の報告に基づき改善すべきであると認める事項 がある場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。
- 2 理事長は、前項の改善措置及び結果について、監事に報告するものとする。

(理事会等への出席)

第13条 監事は、理事会その他の重要な会議に出席して、意見を述べることができる。

(役員及び職員への質問等)

第14条 監事は、必要に応じて監事を除く役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料 の提出を求めることができる。

(意見の提出)

第15条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大阪市長 に意見を提出することができる。 (事故又は異例の事態の報告)

第16条 業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したときは、関係責任者は、すみやかに文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、監事監査に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。